

『トリスタリーセートゥ』における 聖地巡礼の規則

宮 本 久 義

はじめに

ヒンドゥー教の聖地巡礼に関する文献は、主として2種類に分けられる。1つはプラーナ聖典で扱われるもので、聖地の名称のあとに *māhātmya* (威光書) などを付して、その聖地の縁起や巡礼作法を説くものである。もう1つは、*dharmasāstra* あるいは *dharmanibandha* と呼ばれる系統に属するもので、聖地名のリストとともに巡礼時になすべき儀礼(出発時や帰宅時の規則、断食、齋戒、沐浴、祖先供養、水の献供など)の規則が説かれる。この系統には、*Lakṣmīdhara* 作 *Kṛtyakalpataru* 所収の *Tīrthavivecanakāṇḍa* (12世紀)、*Vācaspati Mīśra* 作 *Tīrthacintāmaṇi* (15世紀)、*Nārāyaṇa Bhaṭṭa* 作 *Tristhalisetu* (16世紀)、*Mitra Mīśra* 作 *Vīramitrodaya* 所収の *Tīrthaprakāśa* (17世紀) などがある。

それらのなかで最も重要な文献と考えられているのが *Tristhalisetu* で、それ以降の聖地関連文献にも多大な影響を与えている。*Tristhalisetu* は、「三聖地に架ける橋」というほどの意味で、「総論」(*Sāmānya-praghaṭṭaka*) に続き、北インドの3つの重要な聖地を論じる「カーシー(ヴァーラーナシー)章」(*Kāśī-prakaraṇa*)、「プラヤーガ(アッラーハーバード)章」(*Prayāga-prakaraṇa*)、「ガヤー章」(*Gayā-prakaraṇa*) の全4章から構成されている。総論の部分は、1908年に *Vāpu Ācārya* と *Bhāvu Ācārya* の編で出版されているが、1985年に *Richard Salomon* が8本の写本をもとに新たに校訂し、英訳を付して出版した。

作者の *Nārāyaṇa Bhaṭṭa* は16世紀にヴァーラーナシーで活躍した学者で、プールヴァ・ミーマーンサー学派の学統に連なり、同学派の教典に対する註釈書や、ミーマーンサーの豊富な知識を援用した聖地関連の書物を残している。¹

(2)

総論は以下の 28 の部分から成る。

1) 帰敬偈、2) 人生の目的の称賛、3) 聖地の一般的な称賛、4) 聖地の特徴、5) 二次的な聖地、6) 聖地巡礼を行える資格者、7) 聖地の果報の相違の理由、8) 特定の乗り物を利用した場合の果報の相違、9) 贖罪を目的とする巡礼の果報の相違、10) 巡礼の吉祥の時間、11) 聖地行の規則、12) 聖地巡礼での遵守規則、13) 聖地到着日の義務、14) 聖地における断食、15) 聖地における剃髪、16) 聖地における沐浴、17) 水の献供、18) 川の不浄、19) 聖地における祖先供養、20) 聖地における祖先供養での禁則、21) 祖先供養に関する議論、22) 他の祖先供養との統合に関する確定、23) 祖先供養の施主の資格、24) 資格の例外、25) 祖先供養における果報受領の確定、26) 聖地における散骨の規則、27) [聖地における散骨の] 方法、28) [聖地における散骨の] 方法の手順、29) 聖地に関する種々の遵守規則。

今回はそのなかで、11) 聖地行の規則 (tīrthagamanavidhi) を試訳し、Nārāyaṇa Bhaṭṭa がどのように聖地巡礼に関する様々な説に反駁を加え、自説を開陳するかを概観する。Salomon の英訳はたいへん役に立ったが、引用符の付け方が曖昧な箇所が多数あり、そのため自説と異説との区別が判別しにくいという問題点があった。そのような場合は、英訳にない【自説】という言葉を示して、理解しやすいよう試みた。なお、文末註に記した聖典の出典箇所は Salomon による。

II. 「聖地行の規則 (tīrthagamanavidhi)」 試訳

これより、聖地巡礼の規則 [を説く]。

『スカンダ・プラーナ』において [次のように説かれている]。

《152》聖地巡礼を行おうとする者は、まず家で断食をし、ガネーシャ神と祖先とバラモンたちと聖なる人々をできる限り礼拝し、そのあと断食を終えて、規則を守りつつ、喜んで出発すべきである。[聖地から]戻って、祖先を敬えば、彼は [聖地巡礼から得られると] 説かれている果報を得るであろう。²

(1) <到着したなら>云々とは、聖地巡礼を行って家に戻った者は、再び祖先供養をすべきである、という意味である。すなわち、『ブラフマ・プラーナ』において〔次のように説かれているから〕。

《153》巡礼に赴くいかなる者も、抑制し、まず自分の家で、断食をし、清浄になり、心を落ちつけ、敬意を持ってガネーシャ神を礼拝すべきである。賢いバラモンは、神々と祖先とバラモンたちと聖なる人々を、熱心に彼ができる限りの富をもって〔敬うべきである〕。また、〔聖地から〕戻ってきた者も、再び同様神々と祖先とバラモンたちを敬うべきである。そのようにした者には、聖地から〔得られると〕説かれている果報が得られるであろう。このことに関しては疑いが無い。

(1) 祖先供養は断食の翌日に〔行うべきである〕。

《154》聡明なバラモンは、吉祥なる日、吉祥なる曜日、そして吉祥なる時間に、一夜断食をし、〔翌〕朝に祖先供養 (śrāddha) をし、ガネーシャ神とバラモンたちに挨拶し、食事をしてから、出発する。³

このように、『スカンダ・プラーナ』中のシヴァシャルマンに関する説話の中で、別の解釈が示されているがゆえに。(1) ここで〔文章は〕——<吉祥なる日等に>、<出発する>というように連関している。(2) <ガネーシャ神とバラモンたちに挨拶し>というところ(句)では、順序は意趣されていない。なぜならば、〔この句は〕副次的な話であり、読みの順序は定まったものではないからである。(3) あるいは、ガネーシャ神への崇拝は祖先供養の前に来るということではなく、祖先供養のあとにガネーシャ神などに挨拶するだけのことがここで述べられている。

(4) 祖先供養の後に、〔人は〕巡礼者の装束を身につけるべきでもある。

《155》ガヤーに出发しようとする者は、規則に従って祖先供養をなす

(4)

べきである。巡礼の装束を身につけ、村を右繞し、それから他の村に行つて、祖先供養からの残りを食べるべきである。そのあと、彼は布施を受けることなしに毎日行くべきである。⁴

と、『ヴァーユ・プラーナ』に説かれているがゆえに。(1)しかしながらある者たちは、「この規則はガヤーへの巡礼においてのみ順守されるべきである。なぜならばこれはガヤーに関して決められているものであり、他の聖地への巡礼においては〔そうでは〕ない。」と言う。

(2)ある者たちは、「断食の日の祖先供養の前に人は剃髪もなすべきである。」と言う。

《156》 プラヤーガへの巡礼においては、〔あるいは〕父母との別れ(死別)により、〔人は〕剃髪すべきである。剃髪は無駄にはならない。

と、『ヴィシュヌ・プラーナ』に説かれているがゆえに。(1)ある者たちは、「これは贖罪のためになされる巡礼においてのみ〔適用される〕。なぜならば、その場合それ(剃髪)が決められているからである。」と言う。(2)他の者たちは、「巡礼者の装束を身につけた者が聖地に赴いた時に〔適用される〕もの。」と言う。

(3)〔出発前になされる〕祖先供養は、聖地における祖先供養と同様に、さまざまな説に従つて、六神、九神、あるいは十二神に対するパールヴァナ (pārvaṇa) 〔祖先供養〕⁵ であるべきである。

(4)〔ある者たちは、〕「この祖先供養はギーのみを〔供養の〕品として〔用いる〕。

《157》 誰でも他国に行くものはギー (sarpis) で祖先供養をなすべきである。これは「旅のため」と言われている。また、戻つてきた時にも、必ず〔祖先供養を〕なすべきである。

と、『ヴィシュヌ・プラーナ』に説かれているがゆえに。(1)もし他の材料とともに〔用いられる〕ならば、『〔人は〕米粒によって供養をなすべきである』という〔句〕のように、独立の手段を示している<ギーで

sarpiṣā >という第3格(具格)の意味が損なわれてしまうがゆえに。」と言う。(2)【自説】これはそうではない。ギーのみが独立して食べられるものではないので、祖先供養のための〔ただひとつの〕材料というわけではないから、無意味なこと(言明)を避けるために、〔<ギーで>という〕言明は制限されるべきである。(3)そこで他の者たちは、「〔祖先供養の供物は〕ギーが豊富である(主としてギーからなる)。」と言う。(4)【自説】これもまた違う。なぜならば第3格は豊富さを表すためには用いられないからである。また〔これは〕言外の意味を含むことになってしまうからである。(5)それゆえ、まさに、同様に主要である他の材料に依存しているわけではないもの(ギー)が、第3格によって示されているので、「主要な材料であるギーで」という意味〔に解釈されるべき〕である。

《158》ゴマ、米と大麦、マーシャ豆、水、あるいは根と果物が、規則に従って与えられれば、人間の祖先たちは一か月の間満足する。魚肉によって二か月間、鹿のそれによって三か月間。⁶

(1)などと、『マヌ法典』等の言葉にある「ゴマにより」云々というように。(2)〔ギーを用いる〕そのような場合でも、金の断片が上下に必要となる。

また、

《159》〔ソーマを絞るための〕朝の圧搾においては骨髄により、昼の圧搾においては祭餅により、三回目(夕方)の圧搾においては四肢により行う。

というように。(1)それゆえ、『スムリティラトナーヴァリー』(*Smṛtiratnāvalī*)や『マダナパーリジャータ』(*Madanapārijāta*)の作者などによってまさにこのように説かれている。(2)それゆえに、〔人は〕他の村に行った時、まさに祖先供養の残りであるギーによって断食が終了されるべきである。なぜならばそれこそが主要な材料であるからであ

(6)

る。

(3) ある者たちは、「これはアービウダイカ (ābhyudayika)⁷ [祖先供養] である。」と言う。(4) 【自説】 そうではない。なぜなら、[パールヴァナ祖先供養] 主要なものなので、近くにあるものが早く [想起される] からである。(5) さらに、パールヴァナが想起されれば、[それ以外の] 特定のものとは結びつかないからである。

(6) ある者たちは、「ヤマウズラの規則 (kapiñjala-nyāya)⁸ のゆえに、ただ3人のバラモンのみが敬われるべきである。」と言う。(7) 他の者たちは、「ここで述べられていることは文章の」意図したことであり、その規則とは反するがゆえに、また、『できる限りバラモンたちを崇拜して』などの、礼拝に関してと同様に、[バラモンの] 数に関しても『できる限り』に結びついているがゆえに、「ここでは、ヤマウズラの」規則は「適用され」ない。」と言う。

(8) 【自説】 それゆえ以下が実行の順序である。(9) 巡礼に赴く吉祥なる時刻が来る日の二日前に、一日一食供犠の食べ物を食し、禁欲などを守るべきである。以前に、〈抑制し〉《153偈》、と述べられたように。(10) その翌日、断食が「なされるべきである」。(11) そして、剃髪はしても「しなくとも」よい。(12) その翌日、清浄さをもたらす沐浴などのなさねばならぬ行為を行ったのち、ガネーシャ神と各自が選んだ神をできる限りの敬虔さを持って礼拝し、ギーを主要な材料としたパールヴァナ祖先供養を行い、バラモンたちを衣装、装飾品、家畜、土地、黄金などでできる限り崇敬し、巡礼の誓願を行い、代赭色の外衣などの姿の巡礼者の装束を身につけて、吉祥なる時刻に村を出て、居住する村を右繞し、1クローシャ以内の距離にある他の村に行き、祖先供養から残されたギーで断食を終了すべきである。

《160》また、「祖先供養をなしたあと、人は」1クローシャを超える道を「行ってはならない」。

(1) などと、祖先供養のあとは、1クローシャ [以上の距離] を行くことが禁じられているからである。(2) そして翌日、沐浴などを行ってから、規則を守りつつ出発すべきである。

《161》その村も右繞してから、出発すべきである。

(1) と、『スムリティラトゥナーヴァリー』(*Smṛtiratnāvalī*) に説かれている。

(2) ある者たちは、「この順序は、もし吉祥なる時刻が断食の翌日の朝であるならば〔従うべきである〕。(3) しかし、もしそれが夜の後半部分であるならば〔この順序に従うことは〕できない。まさにその日(つまりその夜)に、断食や祖先供養を行って、吉祥なる時間に巡礼をはじめ、他の場所に行き、朝にパールヴァナを行うべきである。なぜならば、断食は主要な〔行為(巡礼)を〕妨害しない限りにおいて望まれるべきであるからである。」と言う。(4) 【自説】その点は疑わしい。なぜならば、吉祥なる時刻が夜の前半(夕方)かあるいは後半(深夜)であるならば、断食はその日(つまりその夜)に行って、吉祥なる時間に占星術書に記述されている仕方、果物や衣服などの預託品(*prasthāna*)をある場所に置いておき、朝になって祖先供養などを行ったあと、家を出て、預託品を受け取り、村を右繞し、他の村で断食を終了するという方法があるので、祖先供養における断食の翌日という適切な時間を排除することは適切ではないからである。(5) さらに、準拠すべき規定がない限り、祖先供養を行ったあとに断食をすることは、理に反しているからである。(6) まさにこのような場合のために、預託品という仕方が占星術書に説かれているのである。

(7) これに関して、病人などが断食を行えない場合は、断食に代わる何らかのことをできる限りなすべきである。そして、それに代わるものとは、

《162》夜にのみ食べること。供犠の食べ物、あるいは香辛料のない食べ物、果物、ゴマ、牛乳、または水、ギー、牛の5つの製品、あるいはまた風〔を食べること〕で、〔それらの中では〕後者の方が前者よりもより称賛される。

(1) また、巡礼者の装束を身につけることは巡礼の一部分をなしてい

(8)

るので、〔巡礼〕行のあいだにのみ〔なされるべきであり〕、毎日の食事などの時間でも〔身につけられるべきではない〕。なぜならば、「儀礼の時には、代赭色の外衣を外すべきである」と、代赭色の外衣の禁則があるがゆえに。(2)〔また〕これを除外する規定がないがゆえに。(3)なぜならば、装束についての決まりの言葉は、〔巡礼〕行のあいだにのみ装束の決まりが適用されるがゆえに。同様に、聖地内のあちこちの場所に移動する場合においても、巡礼者の装束が〔身につけられるべきである〕。(4)ある者たちは、「しかし、沐浴や祖霊供養などの時にも、〔巡礼者の装束は身につけられるべきではない〕。なぜならば、〔それに関する〕規定がないからである。」と言う。(5)しかしながら他の者たちは、「準備の時から巡礼を終了するまで、〔巡礼中に〕布施を受け取ることを拒否することと同様に、装束〔を身につけることは〔巡礼の〕一部であるという決まりがあるので、常に装束を身につけるべきである〕。(6)もしそうでなければ、他の規則において、何が語れようか(守るべき規則が何もなくなってしまうであろう。)」と言う。

(7)ある者たちは、「聖地から戻ってきた者も、自分の村の近くの他の村で断食をし、その翌日に惑星と彼の選んだ神を礼拝し、ギーによってパールヴァナ祖先供養を行い、バラモンたちを礼拝し、自分の村に到達して、以前と同様に右繞し、装束〔を置く〕場所に装束を置いて、自分の家に入り、祖先供養からの残りのギーで断食を終了すべきである。〈また、〔聖地から〕戻ってきた者も、再び同様に神々と祖先とバラモンたちを崇敬すべし。〉《÷ 153 偈》という文章の中の〈同様に〉という言葉によって、出発する時の全ての規則(dharma)が〔拡大して〕適用されるがゆえに。」と言う。(8)【自説】それはそうではない。なぜなら、〈同様に〉という言葉は神々を崇敬する規則のみに適用することが適切だからである。(9)それゆえ、『スカンダ・プラーナ』において、〈〔聖地から〕戻って、祖先を敬えば〉《152 偈》などと説かれているのである。(10)まさにこのようなものが礼儀正しい人〔の行為〕である。

(11)これに関連して、ある者たちは、「巡礼の誓願において果報については述べられてはならない。〈ガヤーに出発しようとする者は〉《≡ 155 偈》と〈ガヤーに行く者は果報を得る〉《167 偈》という〔聖典の文の〕始めと終わりの部分から、〔聖地に行くことは〕それ(果報)のためで

あることが理解されるからである。『〔何かが〕 目的〔であること〕によって、〔その行為が〕 そのためであることが明白となる』という規則により。〔このことは〕 また、

《163》このように、行って、彼は聖地から〔得られると〕 説かれている果報が得られるであろう。このことに関しては疑いが無い。

(1) という言葉からも〔理解される〕。もしそうでないならば、〔巡礼の〕 一步一步でアシュヴァメダ〔儀礼〕などの果報が得られることになってしまうので、聖地には目的がないことになってしまう。(2) もしそれぞれの巡礼において天界やラージャスーヤ〔儀礼から得られる果報に等しい〕果報が得られると、〔聖典に〕説かれていても、それらは、聖典の論理（説明の仕方）によって、まさに主要な果報の一部として説明されているのである。

『しかし、

《164》〔人は〕沐浴から生じる果報を得るのであって、聖地巡礼の果報ではない。

(1) という言葉によって、巡礼の果報も別に存在する。』とするならば、(2) そうではない。なぜならば、〔その文は〕『〔人は〕巡礼によって成就した聖地の果報を得るのではなく、沐浴のみから生じる果報を得るのである。』という意味をなすからである。(3) さらに、『〔聖地に〕偶然に行く者には聖地の果報の半分〔が得られる〕。』など〔という言葉〕からも、聖地こそが果報をもたらす〔ことが理解される〕。(4) 『まさに乗り物によってそれ（巡礼）をなせば、〔人は〕沐浴からのみ生じる果報を得るであろう。』など〔という言葉〕から、乗り物で行く者にとっては聖地の果報がないか、より少ない果報しかない。(5) 巡礼の義務などを遵守することによっても、巡礼のそれ（果報）ではなく、まさに聖地の果報が〔得られる〕。(6) 『聖地のすべての果報を得るために〔私は聖地に行く〕。』といった誓願をするべきではない。なぜならば巡礼は聖地の果報を得るための手段として説かれていないからである。(7) それゆ

(10)

え、ここにおける果報の〔聖典の〕言葉は、『競合者に打ち勝つ』（主要なもの二聖地が、副次的なもの＝巡礼に優先する）というように、説明的な文章である。

(8) しかしながら、贖罪として行われる巡礼においては、他の目的がないがゆえに、一部（副次的）ではないことが認められるから、〔巡礼の〕果報は独立している。(9) それゆえ、出発時に誓願をしたならば、聖地に到達した時には誓願をするべきではない。なぜならば、聖地での沐浴などが巡礼の終了〔を意味している〕から、まさにそこに含まれているからである。』と言う。

(10) 【自説】これ(162.11-164.9)は疑わしい。〔162.11の〕〈行くこと〉(gantum)と〈行く者にとって〉(gacchatah)という聖典の文からは、始めと終わりの部分に矛盾が見られるがゆえに、〔聖地に行くことは〕それ(果報)のためであるということが理解されないからである。(11) まさに行くこと自体が果報をもたらすと思われてしまうからである。(12) 〔また〕動詞が意趣されていない聖地自身が、果報を得る手段とはなり得ないからである。〔163偈に示されている〕動詞と結びついたくこのように、〔聖地に〕行って〉と同様の文章に認められる「行くこと」〔という意味を〕捨てることにより、〔また〕「沐浴」などの動詞語根の意味を持つことを想定することができないがゆえに、「行くこと」自身が決定的要素を持つがゆえに、〔163偈の文章の意味は〕〈聖地から〉、〔すなわち〕〈聖地に行くことから〔得られると〕説かれている果報が〉という意味に解釈されるから、第二の理由(163-163.1)も反駁される。(13) そしてこのように、〔聖地に行くことは〕それ(果報)のためであるということが理解されないから、色々なところ(聖典)に説かれている天界など果報は、副次的な果報を聖典の〔主要な果報として適用する〕論理の範疇に入ると言えるので、大変な意味の歪曲である。(14) さらに、〈聖地に行くことは功德がある〉《38偈》、〈偉大な聖者たちによって為された巡礼は何でも…〉《77偈》などの以前に引用した〔巡礼を〕権威づける(正当化する)文章が見られるから、巡礼そのものが主要なことであることが理解される。(15) なぜなら、副次的なものにおいて主要なる権威が明示されることはないからである。(16) さらに、〈聖地巡礼の果報ではない。〉《164偈》などの抑圧的な構文による説

明は妥当ではない。(17) <彼は聖地の果報の半分を〔得る〕>《107 偈》などの〔文章〕においても、決定的要素を持つ動詞語根の意味を必要とするので、「行く」(gacchati)と同様の文章に認められる「行くこと」(gamana)〔という意味〕がまさに決定的要素を持つのである。(18) さらに、「贖罪のためになされた巡礼において、主要なこと(果報)があり、それ以外の何ものにおいても無い」という〔文章があるように〕、ここで恣意的な決定以外にどんな規則があるというのか。

(19)それゆえ、巡礼はどのような場合でも果報を持つものである。(20)また、聖地が無意味であるということにはならない。

《165》小なる、あるいは大なる行為とそれらの果報は、場所の共通性によりそれぞれの範囲の中に分割される。〔果報の〕区別が〔説かれてい〕ない場合にも⁹

(1) という規則によって、相互の異質性が考えられるがゆえに。(2) あるいは、類似の場所(167 偈の場合のように)で、〔巡礼にも果報があるというように〕意味を持つことがあるように。

(3) それゆえ、贖罪のためでない巡礼であっても果報はある。(4) また、沐浴や祖先供養なども〔同様である〕。(5) しかし、これらのなかにも区別はある。沐浴や祖先供養などは、アグニホートラ祭式のように、

《166》しかし、一つ〔の行為(祭式)〕が二つの〔性質を持つ〕場合、〔その理由は〕結合の分離である。¹⁰

(1) という規則により、任意あるいは時折という二つの性質を持つ。なぜなら、言葉の権威によって、二つの場合があるからである。(2) そしてそれゆえ、もし聖地に到達することが義務付けられている者が、〔沐浴などをすべきところを〕しなかった時、巡礼の果報は得られても、彼は違反をしたのであり、洗練された人々によって非難される。(3) それゆえ、「一つのことをなそうとすれば、もう一方が失われる」という規則があるから、贖罪のためになされた巡礼においても、聖地でなされる義務を決して怠ってはならない。(4) このように、聖地に到達したが、

(12)

まだ沐浴などをしていないものは、突然死ぬか、あるいは野蛮人などによって力づくで他の場所に連れ去られる。その場合、人間的な罪は犯していないので、罰もなければ、〔逆に〕巡礼に果報がないわけでもない。(5)「巡礼には果報がない」と、世間に反して主張している者たちともうこれ以上議論する必要はない。

(6) しかしながら他の者たちは、「それで結構。巡礼には果報がある。しかしそれでも、

《167》ガヤーに行く者は一步一步アシュヴァメーダ儀礼の果報を得る。

(1) というガヤーへの巡礼における聖典の文章にあるこの果報は、すべての聖地巡礼に適用される。

《168》一つのところで決定された聖典の意味は他のどこにでも〔適用される〕。

という論理によって。(1) そして、果報を願う者たちにとっては、〔巡礼に〕行くことの果報が、既に述べられた〔果報の〕まさに一部としてでも、果報としてふさわしいからである。ヴィシュヴァジットの規則¹¹によって、天界を〔果報として〕仮定することは、外的な部分（副次的な果報）を〔主要なもの〕近くに引き寄せるのに困難があるがゆえに。」と言う。

(2) 【自説】これもまた馬鹿げた事である。なぜならば、〔聖典の〕様々なところで、一般的に、また特定の聖地巡礼の異なる果報が説かれているから。まず、一般的なものとしては、『マハーヴァーラタ』のダーナダルマ章において、牛の天界について触れられていて、

《169》聖地巡礼を行う賢者たちは、牛の世界で喜ぶ。⁹

と。そしてプラヴァーサに始まる〔聖地〕を説いて、

《170》サラスヴァティー、ドリシャッドヴァティー、ヤムナーに行く者たちは、聖なる姿をし、聖なる花輪を身につけ、吉祥で、功德ある匂いに包まれて、そこ（牛の世界）に行く。

と。(1)『ヴァーユ・プラーナ』においても、「聖地に行つて、人は……」などと、「説かれているように」。

また特定のにも、『クールマ・プラーナ』において、

《171》偉大な聖地でバラモンたちに称賛されるプンダリーカに、自己を制御して行く者は、プンダリーカの果報を得る。

と。(1) このように、すべてのプラーナ聖典と『マハーヴァーラタ』などにおける様々な聖地を挙げて、果報の獲得を示すべきである。(2) しかし長くなることを恐れて、書くことはしない。(3) このように、文章からも〔聖典の〕章からも、果報が得られることは適切に欠けることなく説かれているので、どこに欠けるところがあると言うのか。さらに、どうして近い関係に含めるという論理や、どうして「一つの場所」という論理を〔持ちだすのか〕？(4) また、近い関係というのは〔意図されたことと〕全く反対である。なぜなら、特定の文章はまさに近い関係を含んでいるからである。(5) そして、天界を〔果報として〕仮定することがないので、〔それを〕近くに引き寄せる困難もない。それゆえ、プラーナ聖典を深く読解できない者たちとの議論はもう充分である。

《テキスト》

Salomon, Richard (critically edited and translated), 1985 *The Bridge to the Three Holy Cities: The Sāmānya-praghaṭṭaka of Nārāyaṇa Bhaṭṭa's Tristhalīsetu*. Delhi: Motilal Banarsidass.

《参考文献》

Gaṇeśa Śāstrī Gokhale (ed.), 1915 *Tristhalīsetu of Nārāyaṇa Bhaṭṭa*. Ānandāśrama Sanskrit Series 78, Puṇyākhyapatna (Poona), Ānandāśramamudraṅālaya.
Śrī Vāpu Ācārya and Bhāvu Ācārya (eds.), 1908 *Tristhalīsetupraghaṭṭake*

sarvatīrthavidhipraghaṭṭākhyah prathamō bhāgaḥ. Kāśī: Published by the editors at the Candraprabhā Press.

- 橋本泰元、宮本久義、山下博司 2005 『ヒンドゥー教の事典』東京堂出版
宮本久義 2003 『ヒンドゥー聖地 思索の旅』山川出版社
宮本久義（編）2010 『東洋における聖地信仰の研究—ヒンドゥー教と仏教
における聖地巡礼成立の要件』〈東洋学研究所プロジェクト2007－2009
年度報告書〉、東洋大学東洋学研究所

《註》

- 1 彼の家系、生涯、著作については、【Salomon: pp. xxiv-xxvii】参照。
- 2 Kāśikhaṇḍa 6.56-7.
- 3 Kāśikhaṇḍa 7.39c-40.
- 4 Garuḍapurāṇa 1.84.1-2.
- 5 pārvāna-śrāddha とは、父・祖父・曾祖父などの3世代を対象として行う最も基本的な祖先供養。
- 6 Manusmṛti 3.267-268b.
- 7 ābhyaudayika-śrāddha とは、子孫の誕生など吉祥時に行われる祖先供養。
- 8 kapiñjala-nyāya とは、特定の数が示されていない複数形の数は3と取ること。
【Salomon: p. 512】参照。
- 9 Tantravārtika 1.2.1.7.
- 10 Mīmāṃsāsūtra 4.3.3.5.
- 11 viśvajin-nyāya とは、行った行為の果報が特に示されていない場合、その果報は
天界であると仮定すること。【Salomon: p. 518】参照。
- 12 Mahābhārata 13.105.44c-d.

《キーワード》 トリスタリーセートゥ、ナーラーヤナ・バッタ、ヒンドゥー教、
聖地、巡礼